第三款　通商政策局

（貿易保険検査官）

第十三条　総務課に、貿易保険検査官一人を置く。

2　貿易保険検査官は、命を受けて、貿易保険法第三十二条（昭和二十五年法律第六十七号）の規定に基づく検査の実施に関する事務を行う。

（通商戦略企画官）

第十四条　通商戦略課に、通商戦略企画官一人を置く。

2　通商戦略企画官は、命を受けて、通商戦略に関する特定事項の企画及び立案に参画する。

（技術・人材協力室）

第十四条の二　貿易振興課に技術・人材協力室を置く。

2　技術・人材協力室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　通商経済上の技術及び人材に関する協力（通商経済上の地域協力に係るものを除く。次号において同じ。）に関する協定又は取決めの実施に関すること。

二　通商経済上の技術及び人材に関する協力に関すること。

3　技術・人材協力室に、室長を置く。

（資金協力室）

第十四条の三　通商金融課に、資金協力室を置く。

2　資金協力室は、通商経済上の資金協力（通商経済上の地域協力に係るものを除く。）に関する調査及び調整に関する事務をつかさどる。

3　資金協力室に、室長を置く。

第十四条の四～第十四条の六　（略）

（統括通商調査官及び通商調査官）

第十四条の七　国際経済部に、通商調査官三人を置き、通商調査官のうちから経済産業大臣が指名する者を統括通商調査官とする。

2・3　（略）

（東アジア経済統合企画官）

第十四条の八　経済連携課に、東アジア経済統合企画官一人を置く。

2　東アジア経済統合企画官は、命を受けて、経済連携課の所掌事務のうち東アジア地域における経済統合に関する事務に参画する。

第三款　通商政策局

（通商戦略室及び企画官）

第十三条　総務課に、通商戦略室及び企画官一人を置く。

2　通商戦略室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　通商戦略に関する企画及び立案に関すること（貿易経済協力局、産業技術環境局並びに通商機構部及び他課の所掌に属するものを除く。）。

二　前号に掲げる事務を行うために必要な情報の収集及び分析に関すること。

3　通商戦略室に、室長を置く。

4　企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち独立行政法人日本貿易振興機構の組織及び運営一般に関する重要事項その他重要事項の企画及び立案に参画する。

（東アジア経済統合企画官）

第十四条　国際経済課に、東アジア経済統合企画官一人を置く。

2　東アジア経済統合企画官は、命を受けて、国際経済課の所掌事務のうち東アジア地域における経済統合に関する事務に参画する。

（新設）

第十四条の二～第十四条の四　（略）

（統括通商調査官及び通商調査官）

第十四条の五　通商機構部に、通商調査官三人を置き、通商調査官のうちから経済産業大臣が指名する者を統括通商調査官とする。

2・3　（略）

（新設）